

第二次十日町市子ども読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月
十日町市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 「十日町市子ども読書活動推進計画」(第一次)期間における状況	
1 発達段階ごとの主な取組の「成果」と「課題」	
(1) 乳児期(0歳期)	2
(2) 幼児期(1歳～就学前)	2
(3) 学童期(小学校就学期)	3
(4) 青年前期(中学校就学期)	3
第2章 「第二次十日町市子ども読書活動推進計画」の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の期間	4
3 計画の対象と取組機関	4
4 計画で目指すもの	4
5 計画策定と推進体制	5
第3章 発達段階ごとの「目標」と「具体的な取組」	
1 乳児期(0歳期)	6
2 幼児期(1歳～就学前)	8
3 学童期(小学校就学期)	11
4 青年前期(中学校就学期)	16
第4章 障がいのある子どもの読書推進活動	20
資料編	
第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定に関わるアンケート結果	22
第二次十日町市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果	50
子どもの読書活動の推進に関する法律	51
文字・活字文化振興法	53
学校図書館法	56
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	60
第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定の経過	65
第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	66
第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員名簿	68

はじめに

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に制定されました。その目的を「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること」とし、その中で関係機関等との連携強化についてもうたわれました。

「十日町市子ども読書活動推進計画」(第一次)が策定された平成28年は、ブックスタート事業^{※1}や「家読(うちどく)^{※2}」の推進、おはなし会の実施など、子どもの読書活動の推進に様々な取組が行われていたものの、関係する機関が全市的な計画のもとに連携・協力するまでにはいたっていませんでした。

第一次計画では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、それまで整備されていなかった関係機関の全市的な連携の強化をはかり、子どもの発達段階ごとに切れ目なく円滑に実施されるように計画を策定し、取組を進めてきました。

「第二次十日町市子ども読書活動推進計画(以下、「本計画」という。)」は、第一次計画の基本的な考えを継承するとともに、その取組の成果と課題を整理した上で、さらなる読書活動の推進に向けて策定するものです。

なお、本計画を策定するにあたり、保護者、児童・生徒、保育園・認定こども園(以下、「園」という。)、小・中学校、特別支援学校にアンケート^{※3}を実施しました。ご協力いただいた皆さんにお礼を申し上げます。

※1 赤ちゃんと保護者が絵本の読み聞かせを通じて心ふれあう時間を体験し、絵本を手渡す事業

※2 家庭読書の略で「家族ふれあい読書」を意味する。家族で一緒に本を読んだり、感想を話し合ったりするもの

※3 本計画策定にあたり、対象者に行ったアンケート。資料編に掲載

発達段階ごとの凡例

本計画中、それぞれの年齢期における各主体による「具体的な取組」は以下のようなマークをつけています。

継続	…これまでも行われている施策・事業・活動で今後も継続して取り組むもの
拡充	…これまでも行われている施策・事業・活動で、質・量を拡充していくもの
新規	…本計画を策定する議論の中で、新たに取り組むことになったもの

なお、各主体による「具体的な取組」には家庭における取組についても言及していますが、家庭における取組は各家庭の自主性に委ねられており、**継続**・**拡充**・**新規**のマークをつけるのは相応しくないため省いています。

第1章 「十日町市子ども読書活動推進計画」(第一次) 期間における状況

1 発達段階ごとの主な取組の「成果」と「課題」

(1) 乳児期(0歳期)

赤ちゃんが保護者と言葉を交わし、楽しい時間をすごせるよう、ブックスタート事業や乳児期からを対象とした読み聞かせの実施などに取り組んできました。

10 か月児身体測定の機会を利用し、継続して行ってきたブックスタート事業では、配付された絵本が8割近い家庭で活用され、保護者のアンケートから「最初に絵本を読むきっかけになった」といった声もありました。ブックスタート事業と併せて、情報館(図書館)及び分室(以下、「情報館」という。)が保護者に絵本の紹介リーフレットを配付したり、ボランティア団体が読み聞かせに協力したりと、地域が連携・協力して支援を行ってきました。

この時期の子どもは、言語や文字に対する認識能力も未発達なことから、読み聞かせの必要性をあまり感じない保護者も少なくなく、継続して家庭において絵本の読み聞かせを習慣づける働きかけが必要です。

(2) 幼児期(1歳～就学前)

幼児期の子どもは、周りの大人から絵本などを読んでもらうことで、言葉を豊かにし、絵本や物語の世界を楽しめるようになってきます。この時期の読書活動の推進は、園を中心に関係する機関が連携・協力し、取組を進めてきました。

すべての園が日常の様々な場面で読み聞かせをしており、さらに、園で所蔵している絵本を貸し出したり、読み聞かせの重要性について発信する園があったりと、家庭への支援も行ってきました。

また、情報館と連携し、子どもたちが情報館を訪れる機会を園の活動の中で設けたり、それが難しい場合には「出張貸出^{※4}」を取り入れたり、子どもがたくさんの本にふれることができるような環境づくりも進めました。

このような取組の結果、家庭における読書環境は、前回調査^{※5}よりも平均読書冊数が増え改善傾向にあります。保護者によって取組状況に温度差があり、今後も関係する機関が連携・協力して効果的な支援をしていくことが必要です。

(3) 学童期（小学校就学期）

読書の幅の広がりが見えてくる学童期においては、小学校を中心に子どもの興味や関心などを捉え、読書意欲を高める取組を進めてきました。「朝読書^{※6}」や「読書週間」の実施など、それぞれの学校で時期や期間を工夫して読書活動の推進に取り組みました。

学校図書館（図書室）（以下、「学校図書館」という。）の整備状況は、学校によって差はありますが、一人あたりの蔵書数や図書購入費は全国平均^{※7}よりも高い結果となりました。学校司書^{※8}の配置にはいたっていませんが、学校図書館を充実させる取組の一つとして、教育委員会などが「図書委員会サミット^{※9}」をスタートさせ、参加した図書委員は、情報の共有と意見交換を行い、自校の活動に活かしています。

また、「家読」は学校を中心に取組が進められ、小学校2年生の家庭では、約7割が月に1回以上「家読」を行うようになりました。引き続き「家読」の推進を家庭と連携していき、関係する機関が支援していくことが求められます。

(4) 青年前期（中学校就学期）

中学校就学期は、生徒によって読書量に大きな差がでてくる時期でもあります。中学校では、「朝読書」の取組を8割の学校が行い、「読書週間」などもほとんどの学校が実施しています。友人同士で本の紹介をし合う「ビブリオバトル^{※10}」を通じ、読書への意識を高めている学校もありました。このように、読書推進の取組を各校が行い、その成果も一定程度得られているようでした。

しかしながら、中学校2年生を対象に行ったアンケートでは、不読率^{※11}は小学校5年生と比較すると約2倍に増え、家庭内での時間の使い方も勉強やスマートフォン（以下、「スマホ」という。）などを使用する時間も増加していることが分かりました。

今後は、読書への関心を高めるために、友人同士や図書委員会の活動を通して本の紹介をしあうなど、さらなる読書活動の推進が求められます。

※4 情報館から遠い立地にある園や学校に情報館が外向いて個人貸出を行う事業

※5 「十日町市子ども読書活動推進計画」（第一次）策定あたり、平成27年に実施した調査

※6 「朝の読書活動」の略。学校で朝のホームルームや授業の始まる前の10分間、自分の読みたい本を読むこと

※7 全国S L A研究調査部「2019年度学校図書館調査報告」（『学校図書館』第830号）、2019年、16-45ページ

※8 学校図書館の職務に従事する職員

※9 市内小・中学校の図書委員が集まり、情報の共有や意見交換を行う

※10 「書評合戦」のこと。発表者がおすすめ本を持ち合い、一人5分で本を紹介した後、バトラーと観客が一番読みたくなった本、「チャンプ本」を決定するもの

※11 1か月間に本を1冊も読まなかった人の割合

第2章 「第二次十日町市子ども読書活動推進計画」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

十日町市教育委員会は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの成長・発達にとって大事な役割を果たす読書活動について、市内の様々な環境や資源を有機的につなげ、全市的に推進していくため、平成28年3月に「十日町市子ども読書活動推進計画」（第一次）を策定し、その推進に取り組んできました。

第一次計画期間中の平成30年には、国が「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（「第四次基本計画」）^{※12}」を策定し、子どもの読書活動については、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。」と記しています。また、令和元年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）^{※13}」が公布・施行され、様々な理由で読書をすることに困難がある人たちへの読書環境の整備も始まっています。

「第二次十日町市子ども読書活動推進計画」は、これらの状況を踏まえ、これからの時代を生きる子どもたちが豊かな読書体験を得られるよう、子どもに関わる人や機関が連携・協力し、十日町市のすべての子どもたちが本に親しみ、読書習慣を身に付けることを目指して策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の対象と取組機関

本計画の対象となる子どもは、市としての施策を直接反映できる中学生までとします。読書活動の推進に取り組む機関・団体などは、家庭、保育園及び認定こども園、小・中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む）、市、市教育委員会、情報館（図書館）及び分室、子どもの読書活動に関わる市民団体です。

4 計画で目指すもの

本計画は、第一次計画の成果と課題、国や県の計画、情勢の変化などを踏まえ、第一次計画の基本的な考えを継承し、子どもたちの発達段階や読書環境に応じ、家庭・地域・学校などが連携・協力することで、すべての子どもたちが本に親しみ、読書習慣を身に付けることを目指します。

また、第一次計画では、発達段階ごとに重点目標は設定していませんでした。しかし、それぞれの取組主体が同じ目標のもと取組を進めることで、連携・協力体制を整え、より効果が得られるよう、第二次計画においては、発達段階ごとの重点目標を設定し、子どもに関わる人や機関が同じ目標のもと、連携・協力して取組を行うこととします。

第二次計画における発達段階ごとの重点目標

乳児期（0歳期）・・・・・・・・・・絵本や読み聞かせに対する保護者の意識を高めていきます

幼児期（1歳～就学前）・・・・・・・・保護者が絵本や読み聞かせの意義を理解し、家庭においても本に親しむことができるように働きかけます

学童期（小学校就学期）・・・・・・・・保護者との連携を深め、児童がより本を身近に感じられる活動を推進します

青年前期（中学校就学期）・・・・・・・・図書委員会の活動を充実させ、学校全体の読書活動を活性化します

5 計画策定と推進体制

本計画は、子どもの読書活動推進に関わる機関・団体の職員などからなる「第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員会」が策定にあたりました。計画策定に向けては、子どもたちの読書活動の実態や取り巻く環境を把握するため、アンケートを行ったほか、パブリックコメント^{※14}も実施しました。

本計画の進捗管理については、「十日町市子ども読書活動推進会議^{※15}」が取組状況を確認する役割を果たしていきます。

※12 平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき計画されたもの。期間は平成30年度～令和4年度

※13 令和元年度に成立し、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている

※14 計画等の素案について市民に公表し、寄せられた意見を考慮して計画を決定していくとともに、それに対する市の考え方を公表する制度

※15 子どもの読書活動推進に関わる機関・団体の職員などで構成され、「十日町市子ども読書活動推進計画」について、その取組状況などを確認し、計画が順調に進むように啓発・促進に関わる

第3章 発達段階ごとの「目標」と「具体的な取組」

1 乳児期（0歳期）

現状と課題

乳児期は子どもがまだ生まれたばかりの時期で、言語や文字に対する認識能力も未発達なことから、読み聞かせの必要性をあまり感じない保護者も少なくありません。

子育て支援課が10か月児身体測定で実施しているブックスタート事業は、その目的にもあるように「赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけ」をつくってくれます。園児の保護者アンケートでも、「大いになった」、「まあまあなった」を合わせると、ブックスタート事業で配付される絵本が本に興味を持つきっかけになったと75.3%の人が回答しており、家庭において、保護者と子どもが絵本に親しむ一助となっていることがうかがえます。

今後もブックスタート事業を継続し、さらに、これから出産を迎える時期からも絵本や読み聞かせの必要性を保護者が理解することで、出産後スムーズに親子が絵本にふれる環境をつくることが求められます。

第二次計画における重点目標

絵本や読み聞かせに対する保護者の意識を高めていきます

取組主体

*家庭 *子育て支援課 *情報館（図書館）及び分室 *市民団体

施策と具体的な取組

➤施策1 出産を迎える時期の保護者から働きかけ、家庭内で読み聞かせができるように支援します

具体的な取組 -----

■家庭

- ・ブックスタート事業で贈られた絵本などを活用して、乳児期から積極的に親子で絵本を楽しむ、子どもが本に興味・関心を持つことが期待されます。

■情報館（図書館）及び分室

- ・これから出産を迎える家庭に向けても、出産前教室などで絵本や読み聞かせの重要性について伝えていきます。 **新規**
- ・乳児も楽しめる絵本を充実させるとともに、保護者が子どもに初めて読んであげる絵本を選ぶ際に参考となる資料の収集・作成にも努めます。 **継続**

■市民団体

- ・読み聞かせボランティアのグループを中心に、情報館や公民館で行うおはなし会やブックスタート事業への協力をとおして乳児期の子どもにも本にふれる機会を提供することが求められます。 **継続**

➤施策2 ブックスタート事業を充実させます

具体的な取組 -----

■子育て支援課

- ・ブックスタート事業を今後も継続して行い、保護者と子どもが絵本にふれる機会を創り出します。現在は10か月身体測定の際を利用して行っていますが、今後も効果が上がるように実施方法や時期、配付する絵本の選書や種類についても工夫していきます。

継続

■情報館（図書館）及び分室

- ・ブックスタート事業に協力・連携し、乳児段階から絵本に親しめるようにしていきます。絵本の大切さを伝えるリーフレット等の配付や保護者が絵本の意義に気づくような働きかけを行い、情報館の利用者カード作成も促していきます。 **拡充**

➤施策3 利用しやすい図書館づくりを目指します

具体的な取組 -----

■情報館（図書館）及び分室

- ・保護者が子どもと一緒に気兼ねなく情報館を利用できるように「赤ちゃんタイム^{※16}」（仮称）を設定するなど、利用しやすい環境の整備を目指します。 **新規**

※16 小さいお子さん連れの家族が、図書館でゆっくりと過ごすことができるよう、曜日や時間を決めて来館を呼びかけるもの

2 幼児期（1歳～就学前）

現状と課題

園で過ごす時間が増えるこの時期の子どもたちは、たくさんの絵本にふれる機会と日常の保育の様々な場面で行われる絵本の読み聞かせから、その世界を体験し、豊かな読書の経験を重ねていきます。さらに、その楽しさを園の中で子どもたちが共有している様子もアンケートからうかがえました。

園では、家庭における読み聞かせの支援にも取り組み、多くの園が本の貸し出しを行っています。そのような取組もあり、1か月に家庭内で読んだ本の冊数は前回調査よりも増加傾向となり、月に1日以上、親子で本に親しむ家庭は75.5%におよびました。また、「父親」が読み聞かせをする家庭が、前回調査より14ポイント増加し、父親の育児参加が進んでいる様子もうかがえます。

一方で、子どものために本を「買ったり、借りたりしたことはない」、本を読んであげていないと回答した家庭もあり、家庭により温度差があることもアンケートから明らかになりました。今後は、家庭での子どもの読書環境を充実させるため、保護者への働きかけの強化や園を中心とした関係機関のさらなる連携が求められます。

第二次計画における重点目標

保護者が絵本や読み聞かせの意義を理解し、家庭においても本に親しむことができるように働きかけます

取組主体

* 家庭 * 子育て支援課 * 保育園及び認定こども園 * 教育委員会
* 情報館（図書館）及び分室 * 市民団体

施策と具体的な取組

➤ 施策1 保護者へ絵本や読み聞かせの重要性を発信します

具体的な取組

■ 保育園及び認定こども園

- ・園から保護者への「おたより」などで絵本の楽しさや良さ、読み聞かせの重要性を発信するように努めます。さらに、外部講師から園を訪問してもらい、読書についての講話や本の紹介をしてもらう事業を実施するなど、保護者に読書の楽しさも伝えていきます。

拡充

■教育委員会

- ・公民館などの社会教育施設で開催される子育て・家庭教育関係の講座プログラムに、絵本の読み聞かせの重要性について学ぶ機会を積極的に盛り込みます。 継続

➤施策2 子どもが家庭内でも本に親しめるように支援します

具体的な取組 -----

■家庭

- ・情報館や書店などに親子で足を運び、子どもの本や読書に対する関心を高めることが求められます。
- ・園が貸し出す絵本、あるいは情報館や分室で借りた絵本などを活用し、家庭で絵本に親しむ時間を設けることが求められます。
- ・家族みんなで絵本を読み合い、楽しめるような雰囲気をつくることが求められます。

■保育園及び認定こども園

- ・家庭内で保護者と子どもが絵本を介してふれあい、楽しめるように、園がおすすめする絵本などを園児や保護者に積極的に貸し出し、家庭内の読書活動を支援します。 継続

■情報館（図書館）及び分室

- ・絵本をはじめ幼児向けや親子で楽しめる図書を計画的に収集し、またそれらの図書を保護者が選ぶ際の手がかりとなる資料を作ります。 継続
- ・幼児向けのおはなし会を定期的で開催し、親子で絵本を楽しむ機会をつくります。さらに、幼児向けの定期的なおはなし会に加え、子ども向けのイベントも積極的にを行い、おはなし会やイベントをとおして親子で絵本を楽しむ機会をつくり、その周知方法や開催場所について工夫していきます。 拡充

■市民団体

- ・情報館や公民館、児童センター（めぐらんど）などを会場におはなし会を開催し、親子で絵本を楽しむ機会をつくります。 継続



読み聞かせの会どんど「影絵お楽しみ会」の様子

➤施策3 保育園・認定こども園への支援を強化します

具体的な取組 -----

■子育て支援課

- ・園の運営を支援し、絵本等の蔵書が充実するよう働きかけます。 継続

■情報館（図書館）及び分室

- ・情報館の蔵書から貸出文庫^{※17}を小規模保育園等に設置し、定期的に入れ替えることによって、園の蔵書では不足する図書を補完します。 継続
- ・園からの求めに応じ、情報館から遠い立地にある園や小規模の園を中心に出張貸出を定期的に行い、家庭や保育園等の蔵書では不足する図書を補完します。 拡充

➤施策4 園において子どもの読書環境の整備を進めます

具体的な取組 -----

■保育園及び認定こども園

- ・保育・教育活動の中で絵本の読み聞かせを積極的に行い、さらに年齢に合った絵本を各クラスに用意し、子どもたちが本の楽しさを感じる機会をつくります。 継続
- ・幼児期から情報館に親しむために、園の活動の中で、情報館や身近にある分室を訪れる機会をつくります。 継続



出張貸出（えほんの日）の様子

※17 小規模小学校や放課後児童クラブを対象に120冊のセット図書を貸し出し、約2か月ごとに入れ替えを実施

3 学童期（小学校就学期）

現状と課題

小学校では、すべての学校で「朝読書」の時間を設定し、読書週間、読書月間、読書旬間など、各校が工夫した取組を行ってきました。多くの本に親しむ低学年の時期から、本の良さを味わうことができる高学年まで、それぞれの学年にあわせたサポートを、教育委員会、情報館、読み聞かせボランティアなどが学校と連携し、取組を進めてきました。

図書委員会の活性化に向けて教育委員会と子ども読書活動推進コーディネーター^{※18}がスタートさせた「図書委員会サミット」は、小・中学校の図書委員の情報共有と意見交換の場となり、自校での取組に活かされています。同じく、教育委員会などが始めた「図書館担当者研修会」では、学校図書館担当職員の意見交換や研修の機会も設けられました。

しかしながら、小学校5年生のアンケート結果では、不読率は全国平均より3ポイント高く、平均読書冊数も全国よりも低い結果（十日町市：10.6冊、全国12.3冊）となりました。

学校図書館の授業以外の利用頻度については、小学校5年生の3割が「あまり利用しない」、「まったく利用しない」と回答し、前回調査よりも高い結果となっています。利用しにくい理由としては、「古い本が多く、借りたい本がない」が多く、次いで「本が置かれている場所や本の並び方がわかりづらいから」というものでした。学校図書館の蔵書数は、一人あたりに換算すると全国平均よりも高い数値（十日町市：85.4冊、全国28.2冊）だったことから、蔵書の入替えがうまく進んでいないことがうかがえ、学校図書館の整備は急務となっています。

小学校を中心に取組を進めてきた「家読」については、9割を超える小学校2年生の保護者が「知っている」と回答し、68.6%の家庭が月に1回以上取り組んでいると回答しました。小学校での取組の成果と言えますが、青年前期（中学校就学期）へと向かう中で、子どもの読書習慣が途切れることのないよう、保護者と学校がより連携を深め、関係する人や機関がそのサポートをすることが求められます。

第二次計画における重点目標

保護者との連携を深め、児童が本をより身近に感じられる活動を推進します

取組主体

*家庭 *教育委員会 *小学校 *情報館（図書館）及び分室 *市民団体

※18 学校現場を中心に、子どもたちの読書活動を進めるためのお手伝いをする

➤**施策1 保護者との連携を深め、「家読（うちどく）」の推進など**
子どもが家庭内でも本に親しめるように支援します

具体的な取組 -----

■家庭

- ・幼児期に引き続き、情報館や書店などに親子で足を運び、子どもの本や読書に対する関心を高めることが求められます。
- ・子どもと家族で本を読んで、本を読んで感じたことなどを家庭内で話し合う「家読」に取り組むことが求められます。

■教育委員会

- ・教育委員会と十日町市青少年育成市民会議、市PTA連合会などで推進している「はぐくみのまちづくり運動」の中で「家読」の有効性を発信し、家庭内での読書を促します。さらに、外部講師から学校を訪問してもらい、読書についての講話や本の紹介をしてもらう事業を実施するなど、保護者に読書の楽しさも伝えていきます。 拡充

■小学校

- ・すでに取組を行っている校区をモデルに、家庭と協力しながら「家読」を推進します。「家読体験記」を活用し、週に1回以上は子どもたちが学校図書館で図書を借りるように促します。 拡充

■情報館（図書館）及び分室

- ・小学生向けの児童書を計画的に収集し、充実させていきます。自分自身で情報館に行ける小学生は校区が限定されるため、情報館だけではなく地区公民館や支所に設置されている10分室の児童書も充実していきます。 継続

■市民団体

- ・十日町市青少年育成市民会議を中心に青少年の健全育成に取り組む団体は、子どもの成長にとっては読書が重要であることをふまえ、家庭における「家読」や子どもの読書活動についての啓発活動を行うことが期待されます。 継続

➤施策2 学校図書館の充実を図り、読書環境の整備を進めます

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・学校図書館の環境改善・利用向上のために学校図書館担当職員の意見交換・研修の場を設けます。 継続
- ・学校図書館の活性化のために、計画的な学校司書配置に向けて努力していきます。
継続

■情報館（図書館）及び分室

- ・情報館の蔵書から貸出文庫を小規模小学校や小学校に開設している放課後児童クラブ等に設置し、定期的に入れ替えることによって、学校図書館の蔵書では不足する図書を補完します。 継続
- ・学校からの求めに応じ、情報館から遠い立地にある小学校や小規模小学校を中心に出張貸出を定期的に行い、家庭や学校図書館の蔵書では不足する図書を補完します。 拡充
- ・学校図書館の改善にあたっては、学校の求めに応じ、資料の選定・除籍や配架などについて助言をしていきます。学校が相談をしやすくするために、基本的なメニューを作成し、各学校に配付します。また、「十日町情報館利用ガイドブック^{※19}」の活用を促し、学校図書館の活性化に協力します。 拡充

➤施策3 図書委員会の活動を活性化させ、同世代の子ども同士が本をすすめるなど、読書への関心を高める取組を充実させます

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・学校図書館の活性化のためには児童による図書委員会活動が鍵になります。図書委員会の活性化のために各学校の図書委員が集まって事例発表や意見交換等を行う「図書委員会サミット」を情報館と連携し開催します。参加した図書委員には、学校で読書推進を進めるリーダーとして取り組んでもらえるように、図書リーダー証（仮称）を与え、主体的に取り組めるように促します。 拡充

■小学校

- ・学校図書館の充実のために、図書委員会の活性化に努めます。教育委員会、情報館と連携・協働しながら「図書委員会サミット」を開催し、小・中各学校の図書委員会の活動について情報の共有や意見を交換し、研鑽に努めます。さらに、図書委員会を中心に、読書活動を推進していきます。 拡充

➤施策4 関係機関が連携し、子どもの読書活動を推進します

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・外部講師から学校を訪問してもらい、読書についての講話や本の紹介をしてもらう「楽しい読書出前授業」を情報館と連携して実施し、児童に読書の楽しさを伝えていきます。また、学校からの求めに応じて、保護者に対しても読書の重要性を訴える機会を設けます。

拡充

■小学校

- ・朝読書の活動を一層充実し、日常の教育活動の中に読書を取り入れます。 継続
- ・各校で読書活動を重点的に推進する時期（週間、月間、旬間など）を設け、読書活動を推進します。 継続
- ・上級生が下級生に、また児童が園児に読み聞かせをする機会を設けるなどして、子どもが下の年齢の子どもに本を読んであげる機会をつくれます。 継続
- ・情報館と連携し、その利用方法を学ぶために、教育課程の中で情報館や身近な分室を訪れる機会を計画的につくれます。さらに、すべての児童が情報館の利用者カードを作成し、家庭においても定期的に利用するように促します。 継続

■情報館（図書館）及び分室

- ・小学生の本に対する関心と読書意欲を高めるために、学校の求めに応じて学校訪問ブックトーク※20を実施します。 継続
- ・年度末に各学校から推薦された児童に「読書記録賞」を贈り、学校の読書活動推進に協力します。 継続

※19 総合的な学習や調べ学習において、小・中学校と情報館が連携し、児童・生徒が効果的に学習できるように情報館が作成したもの

※20 図書館職員が学校を訪問し、テーマに沿っておすすめの本を紹介

➤施策5 地域ボランティアと連携し、読書活動推進のための取組をサポートします

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・子どもの読書活動推進や学校図書館の活性化のためにボランティアとして活動したい人と学校側のニーズを調整するために、情報館と連携し、子ども読書活動推進コーディネーターを引き続き情報館に配置します。さらに、読書に関わる様々な活動状況を各学校にお知らせし、相互に取組を知る機会をつくるように努めます。 拡充
- ・学校内で読書活動の推進や学校図書館の活性化に関わっているボランティア、図書館や公民館で活動している読み聞かせボランティアの情報交換や研修の機会をつくり、子どもの読書活動推進に関わる市民ボランティアの資質向上を図ります。 継続

■小学校

- ・校内での読書活動の推進や学校図書館の活性化のために、保護者や地域住民のボランティアを積極的に受け入れるよう努めます。 継続

■市民団体

- ・保護者や子どもの読書活動推進に関心がある市民を中心に、朝読書などをおとした校内での読書活動の推進や学校図書館の活性化への協力が期待されます。 継続



楽しい読書出前授業の様子

4 青年前期（中学校就学期）

現状と課題

「朝読書」の取組は8割の中学校が実施し、「読書週間」などもほぼ全ての学校が行っています。友人同士で本の紹介をし合う「ビブリオバトル」を通じ、読書への意識を高めている学校もありました。このように、読書活動推進の取組を各校が行い、その成果も一定程度得られているようでした。

図書委員会の活性化に向けて教育委員会と子ども読書活動推進コーディネーターがスタートさせた「図書委員会サミット」は、小・中学校の図書委員の情報共有と意見交換の場となり、自校での取組に活かされています。同じく、教育委員会などが始めた「図書館担当者研修会」では、学校図書館担当職員の意見交換や研修の機会も設けられました。

一方で、中学校は、小学校に比べると各機関の連携が十分ではなく、ボランティアと学校との関わりがあるか尋ねた質問では、小学校では「関わっている」と答えた学校が88.9%だったのに対し、中学校では36.4%に大きく落ち込みました。加えて、学校の教育課程の中で情報館を訪れる学校も小学校より減っています。

学校図書館の授業以外の利用頻度については、「あまり利用しない」、「まったく利用しない」と回答した中学校2年生が小学校5年生より42.6ポイントも高く、学校図書館から離れてしまっていることがうかがえる結果となりました。利用しにくい理由は、小学校と同様に「古い本が多く、借りたい本がない」という回答が多い状況です。学校図書館の蔵書数は、小学校と同じく一人あたりに換算すると全国平均よりも高い数値（十日町市：59.8冊、全国34.2冊）ですが、蔵書の入替えがうまく進んでいないことがうかがえ、小学校同様、学校図書館の整備が急務となっています。

また、中学校2年生の不読率は、小学校5年生の8.8%に対し16.1%と2倍近く増加、1か月の平均読書冊数も全国平均の4.6冊に比べ、3.0冊にとどまりました。家庭内での「家読」の取組においても「あまりしていない」と「まったくしていない」を合わせると9割にのぼります。読書をする時間が限られてくるこの時期に、子ども同士で行う活動などをきっかけとし、「心に残る一冊の本」と出会い、読書への関心をさらに高める取組が必要となります。

第二次計画における重点目標

図書委員会の活動を充実させ、学校全体の読書活動を活性化します

取組主体

*家庭 *教育委員会 *中学校 *情報館（図書館）及び分室 *市民団体

施策と具体的な取組

➤施策1 子どもが家庭内でも本に親しめるように支援します

具体的な取組 -----

■家庭

- ・子どもがテレビや電子メディアに長時間接することがないように、そのデメリットを諭しながら、家庭内での読書の時間をつくることが求められます。

■教育委員会

- ・教育委員会と十日町市青少年育成市民会議、市PTA連合会などで推進している「はぐくみのまちづくり運動」の中で「家読」の有効性を発信し、家庭内での読書を促します。さらに、外部講師から学校を訪問してもらい、読書についての講話や本の紹介をしてもらう事業を実施するなど、保護者に読書の楽しさも伝えていきます。 拡充

■中学校

- ・すでに取組を行っている校区をモデルに、家庭と協力しながら「家読」を推進します。

継続

■市民団体

- ・十日町市青少年育成市民会議や市PTA連合会など青少年の健全育成に取り組む団体は、子どもの成長にとっての読書の重要性をふまえ、市教育委員会と連携して「家読」や子どもの読書活動の重要性についての啓発活動を行うことが求められます。特に、中学生年代はテレビやパソコンなどの電子メディアとの接触時間が増えることに伴い、読書時間が減少している傾向があるので、そうしたメディアに長時間接触することのリスクもあわせて啓発することが求められます。 継続

➤施策2 学校図書館の充実を図り、読書環境の整備を進めます

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・学校図書館の環境改善・利用向上のために学校図書館担当職員の意見交換・研修の場を設けます。 継続

- ・学校図書館の活性化のために、計画的な学校司書配置に向けて努力していきます。

継続

■情報館（図書館）及び分室

- ・ヤングアダルト（YA）^{※21} 向けの図書を含め中学生向けの図書を計画的に収集し、充実させていきます。自分自身で情報館に行ける中学生は校区が限定されるため、市内に 10 ある分室の図書も充実していきます。継続
- ・中学校に貸出文庫を設置できるよう、計画的に図書を収集し、学校図書館の補完的な役割を目指します。並行して、新潟県立図書館の「小規模図書館等セット図書長期一括貸出^{※22}」などを活用した貸出文庫を継続して中学校に設置していきます。継続
- ・学校からの求めに応じ、情報館から遠い立地にある中学校を中心に出張貸出を定期的に行い、家庭や学校図書館の蔵書では不足する図書を補完します。拡充
- ・学校図書館の改善にあたっては、学校の求めに応じ、資料の選定・除籍や配架などについて助言をしていきます。学校が相談をしやすくするために、基本的なメニューを作成し、各学校に配付します。また、「十日町情報館利用ガイドブック」の活用を促し、学校図書館の活性化に協力します。拡充

➤施策3 図書委員会の活動を活性化させ、同世代の子ども同士が本をすすめるなど、読書への関心を高める取組を充実させます

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・学校図書館の活性化のためには生徒による図書委員会活動が鍵になります。このため、図書委員会活動の活性化のために各学校の図書委員が集まって事例発表や意見交換等を行う「図書委員会サミット」を情報館と連携し開催します。参加した図書委員には、学校で読書推進を進めるリーダーとして取り組んでもらえるように、図書リーダー証（仮称）を与え、主体的な取組を促します。拡充

■中学校

- ・学校図書館の充実のために、図書委員会の活性化に努めます。教育委員会、情報館と連携・協働しながら「図書委員会サミット」を開催し、小・中各学校の図書委員会の活動について情報の共有や意見を交換し、研鑽に努めます。さらに、図書委員会を中心に、読書活動を推進していきます。拡充

※21 中学生・高校生のこと

※22 新潟県立図書館が、県内の小規模自治体に対し、テーマ別のセット図書を長期間一括して貸し出す事業

➤施策4 関係機関が連携し、子どもの読書活動を推進します

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・外部講師から学校を訪問してもらい、読書についての講話や本の紹介をしてもらう「楽しい読書出前授業」を情報館と連携して実施し、生徒に読書の楽しさを伝えていきます。この催しを各校で年に一度は実施できるように、働きかけます。 拡充

■中学校

- ・朝読書の活動を一層充実し、日常の教育活動の中に読書を取り入れます。 継続
- ・各校で読書活動を重点的に推進する時期（週間、月間、旬間など）を設け、読書活動を推進します。 継続
- ・中学生が小学生など下の年齢の子どもに本を読み聞かせる機会をつくります。 継続
- ・情報館と連携し、その利用方法を学ぶために、教育課程の中で情報館や身近な分室を訪れる機会を計画的につくります。さらに、すべての生徒が情報館の利用者カードを作成し、家庭においても定期的に利用するように促します。 継続

■情報館（図書館）及び分室

- ・学校訪問ブックトークの対象を中学校にも広げ、実施方法などを工夫し、中学校からの要請にも応じていきます。 拡充
- ・年度末に各学校から推薦された生徒に「読書記録賞」を贈り、学校の読書活動推進に協力します。 継続

➤施策5 地域ボランティアと連携し、読書活動推進のための取組をサポートします

具体的な取組 -----

■教育委員会

- ・子どもの読書活動推進や学校図書館の活性化のためにボランティアとして活動したい人と学校側のニーズを調整するために、情報館と連携し、子ども読書活動推進コーディネーターを引き続き情報館に配置します。さらに、読書に関わる様々な活動状況を各学校にお知らせし、相互に取組を知る機会をつくるように努めます。 拡充

■中学校

- ・校内での読書活動の推進や学校図書館の活性化のために、保護者や地域住民のボランティア受け入れを検討していきます。 継続

第4章 障がいのある子どもの読書推進活動

情報館や特別支援学校などでは、障がいのある子どもであっても読書を気軽に楽しむことができるよう、「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえた取組を進める必要があります。

さらに、特別支援学校や特別支援学級などに在籍し、読書をするのが困難な子どもに対しては、その状況や発達段階に合わせた読書環境の整備・充実を図るとともに、情報館や分室、関係する人や機関が連携し、支援することが求められます。

■特別支援学校や特別支援学級では、以下の取組を進めます

- (1) 子どもの障がいの状況に応じ、その子に合った本を選び、その子に合った方法で読書活動の支援を行います。
- (2) 子どもが興味や関心のある内容を中心に読み聞かせを行ったり、映像などを使って物語を紹介したりすることで、子どもがおはなしの世界を体験し、読書の楽しさを感じることができるように支援します。
- (3) 情報館と連携し、図書館利用のきっかけとなるように、情報館を訪れる機会を計画的につくります。

■情報館では、以下の取組を進めます

- (1) 布絵本^{※23}、大活字本^{※24}、LLブック^{※25}など、ハンディキャップがあっても利用しやすい資料の購入を進めます。
- (2) マルチメディア DAISY (デイジー)^{※26}をはじめとした電子資料を充実させ、電子資料を誰でも楽しめるように再生機の活用を図ります。
- (3) 関係する機関に、資料や機器の貸し出しを積極的に行います。

※23 布やフェルトなどでできた、さわって楽しむことができる絵本

※24 通常よりも大きな活字で書かれ、行間や文字の種類についても工夫されている本

※25 文字を読んだり内容を理解することが苦手な人でも、写真やイラスト、ピクトグラムなどを使って、やさしく読めるように工夫された本

※26 文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書

■ LLブック

くふう

やさしく・よみやすい本
LLブック

やさしくよめる工夫

※下の例はLLブック「仕事に行きますシリーズ」のケースです。
表現方法や、内容の難易度は作品によって異なります。

1

写真などを使い、
内容を直截的に
表現しています。

2

分ち書きにする、
直接的な表現にするなど
文章を工夫し、ふりがなも振っています。



3

内容理解を助ける
絵記号（ピクトグラム）を使用しています。

出典：社会福祉法人埼玉福祉会ホームページ
(<https://www.saifuku.com/shop/llbook/product.html>)

■ マルチメディア
DAISY

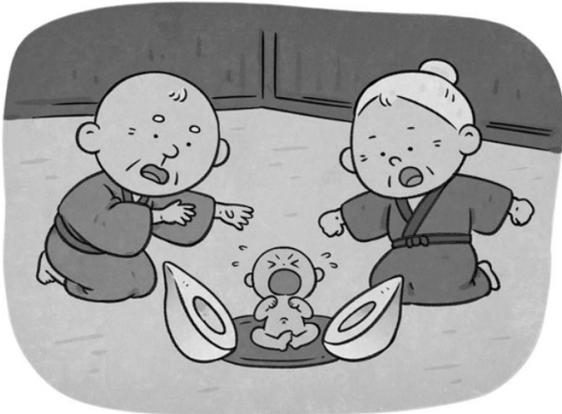
音声と一緒に文字や画像が表示される国際規格のデジタル図書

ももたろう - ChattyBookExpress Ver 2.03b

ファイル(F) 再生操作(P) 表示(V) ルビ(R) 設定(S) ヘルプ(H)

ももたろう

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 作者紹介
- 製作データ



かえ
「おばあさんや、いま帰ったぞ」

ゆうがた いえ
夕方、おじいさんが たきぎをせおって 家にも

速度 100% 文字 14pt

出典：公益財団法人伊藤忠記念財団ホームページ (<https://www.itc-zaidan.or.jp/summary/ebook/waiwai/daisy.html>)
「ももたろう」 文：浜なつ子 絵：よこやまようへい 製作：伊藤忠記念財団

資料編

第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定に関わるアンケート結果

▽各回答の割合は、以下のように計算しています。

単一回答の質問：回答数／全有効回答数（全回答の割合を合計すると 100%。ただし、各解答の割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100% ちょうどになっていない質問があります）

複数回答の質問：回答数／全回答者数（全回答の割合を合計しても 100% になりません）

▽表中の「H27」は、第一次計画策定時の結果、「R 2」は、第二次計画策定時の結果です。

—保護者（園児・小2・中2）—

【回答方法】

一つの質問につき回答選択肢の当てはまるもの一つに○をつけてください。ただし、「複数回答可」となっている質問は複数の回答選択肢に○をつけていただいて結構です。回答選択肢の「その他」を選んだ場合は、可能な範囲で後ろの括弧内に具体的な内容を書いてください。一部、本の冊数などをお聞きする質問があります。その質問は数字を記入してください。

※お子さんが2人以上いる方は、その中でいちばん上のお子さんの年齢をお答えいただき、このアンケートの質問もそのお子さんを想定してお答えください。

▽調査対象 = 1784 名

▽回答者 = 800 名（園児保護者 454 名、小2 保護者 204 名、中2 保護者 142 名）

▽回答率 = 44.8%（WEB 回答 740 名、紙回答 60 名）

※選択肢以外の回答がある場合は、集計から除いた。

■保護者の方に関して

質問 1 あなたの年齢をお答えください。 歳

質問 2 あなたの性別をお答えください。 1. 男 2. 女

	園児		小2		中2	
平均年齢	36.2歳		38.7歳		44.4歳	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	17.0%	83.0%	19.6%	80.4%	27.5%	72.5%

■お子さんに関して

質問 3 年度当初のあなたのお子さんの年齢または学年をお答えください。

省略

質問 4 お子さんが通っている園・学校名をお答えください。

省略

■読書そのものに関して

質問5 お子さんのために毎月どのくらい本を購入したり、借りたりしますか？

回 答	園		小2		中2	
	R 2	H27	R 2	H27	R 2	H27
一カ月に5冊以上	24.4%	17.0%	26.5%	15.1%	4.2%	—
一カ月に2～4冊くらい	28.9%	29.9%	30.9%	26.6%	9.9%	—
一カ月に1冊程度	15.4%	22.7%	15.7%	21.7%	15.5%	—
数か月に1冊程度	28.2%	28.4%	25.0%	34.6%	58.5%	—
買ったり、借りたりしたことはない	3.1%	2.1%	2.0%	2.0%	12.0%	—

質問6 お子さんのための本はどんな方法で入手していますか？（複数回答可）

回 答	園		小2		中2	
	R 2	H27	R 2	H27	R 2	H27
書店で購入する	60.1%	59.1%	63.2%	56.8%	77.5%	—
インターネットで購入する	21.4%	14.5%	19.6%	9.1%	29.6%	—
情報館（図書館）や分室（公民館）で借りる	43.2%	44.3%	63.2%	66.2%	35.9%	—
園から借りる	50.4%	44.9%	9.3%	8.8%	0.7%	—
学校図書館から借りる	2.0%	—	67.2%	—	22.5%	—
友人や知人から借りる	0.7%	2.2%	1.5%	0.3%	1.4%	—
その他（ ）	13.0%	12.8%	0.5%	11.9%	4.2%	—

※その他 園 ・コンビニ、スーパー等で購入。友人からもらう。

小2・推薦図書を購入（年に1回程度）

中2・上の子（高1）の本を読んでいるので、全く買わない。

■家庭内での読書に関して

質問7 この1カ月間に、家庭でおおよそ何冊くらいの本をお子さんに読んであげたり、お子さんが自分で読みましたか？（同じ本を複数回読んだ場合、1回を1冊としてください。1冊も読んでいない場合は、0と記入してください。）

※H27 データは保護者が子どもに読んであげた冊数のみ（参考として掲載）

	園		小2		中2	
	R 2	H27	R 2	H27	R 2	H27
平均読書冊数	15.8冊	10.0冊	9.2冊	3.1冊	2.2冊	—
不読率（1冊も読まなかった人の割合）	4.0%	1.1%	8.3%	8.9%	40.1%	—

■家読（うちどく）について

※「家読」とは、本を通じて家族のコミュニケーションを深める取組です。

質問8 「家読（うちどく）」を知っていますか？

回 答	園	小2	中2
知っている	46.9%	91.7%	82.4%
知らなかった	53.1%	8.3%	17.6%

質問9 家庭で「家読（うちどく）」の取組をしていますか？

回 答	園	小2	中2
週に4日以上している	27.6%	8.8%	0.7%
週に2～3日くらいしている	23.6%	10.3%	0.7%
週に1日くらいしている	15.0%	14.2%	2.8%
月に1～2日くらいしている	9.3%	35.3%	5.6%
あまりしていない	15.5%	25.5%	49.3%
まったくしていない	9.1%	5.9%	40.8%

■図書館等の利用に関して

質問10 お子さん名義の情報館（図書館）の利用者カードを作っていますか？

回 答	園		小2		中2	
	R2	H27	R2	H27	R2	H27
すでに作ってある	34.1%	18.8%	63.2%	44.1%	72.5%	—
作っていないがいずれ作る予定である	36.1%	56.9%	16.2%	40.6%	7.0%	—
今のところ作る予定はない	29.7%	24.3%	20.6%	15.3%	20.4%	—

※質問11は、園児と小2の保護者のみ回答してください

質問11 情報館（図書館）や公民館などで行っている「絵本の読み聞かせ」「おはなし会」に参加することがありますか？

回 答	園		小2		中2	
	R2	H27	R2	H27	R2	H27
月に2～3回参加する	1.3%	0.6%	0.0%	0.0%	—	—
月に1回くらい参加する	0.9%	4.2%	1.0%	1.4%	—	—
年に1～2回参加する	15.0%	19.1%	13.1%	19.3%	—	—
まったく参加しない	82.8%	76.0%	85.9%	79.3%	—	—

■ブックスタート事業に関して

※質問12～14は、園児の保護者のみ回答してください

質問12 10か月児身体測定や1歳6か月児健康診査で行われるブックスタート事業で配付される絵本は、お子さんが本に興味を持つきっかけになりましたか？

回 答	園		小2		中2	
	R 2	H27	R 2	H27	R 2	H27
大いになった	30.8%	44.3%	—	—	—	—
まあまあなった	44.5%	40.4%	—	—	—	—
あまりならなかった	14.4%	6.1%	—	—	—	—
全くならなかった	10.3%	1.9%	—	—	—	—
どちらともいえない	—	7.2%	—	—	—	—

質問13 ブックスタート事業で配付された絵本は、家庭の中で活用しましたか？

回 答	園		小2		中2	
	R 2	H27	R 2	H27	R 2	H27
大いに活用した	40.4%	59.9%	—	—	—	—
まあまあ活用した	36.1%	30.2%	—	—	—	—
あまり活用しなかった	10.9%	5.7%	—	—	—	—
まったく活用しなかった	12.7%	0.9%	—	—	—	—
どちらともいえない	—	3.3%	—	—	—	—

質問14 お子さんに本を読んであげるのは、誰ですか？（複数回答可）

回 答	園		小2		中2	
	R 2	H27	R 2	H27	R 2	H27
母親	97.6%	94.5%	—	—	—	—
父親	64.8%	50.8%	—	—	—	—
祖母	31.7%	33.4%	—	—	—	—
祖父	9.0%	9.3%	—	—	—	—
姉	9.0%	10.3%	—	—	—	—
兄	5.9%	5.8%	—	—	—	—
その他	4.0%	2.0%	—	—	—	—

質問15 子どもの読書活動推進に関して、ご意見やご要望がありましたら、自由に考えをお書きください。 ※一部抜粋

園児保護者

- ・大人が楽しそうに本を読む姿を見せれば、子供も興味を持つと思う。楽しかった絵本の感想をお互いに伝え合っています。
- ・2週間に一度は情報館で本を借り、本を読み聞かせたり本に触れ合う機会を作っています。ブックスタート事業とは、健診の時に絵本をいただいたりしたことでしょうか？だとしたら、最初に絵本を読むきっかけに確かになりました。そして、親としても参考になりました。せっかく、十日町市には素晴らしい図書館があるので、学校、保育園としても活用してもっとたくさんの子供達が本に触れ合う機会を増やして行けたらいいと思います。
- ・仕事で残業して帰って来て次の日の保育園の支度してるとへとへとで寝ちゃうので本を読む時間がないです。

小学校2年生保護者

- ・スマホやパソコン、ゲームの子どもたちへの普及に伴い、子どもの読書離れが加速している気がします。でも、子どもたちは決して読書が嫌いなわけではなく、その楽しさを知っている子どもも多いです。本を読もうという環境があるかないかだと思います。近くの大人がメディア漬けになっている隣で、静かに本を読もうという気にはならないと思います。子どもの読書活動を推進するには、親も含めてやった方が効果があるのかもしれませんが。
- ・わが家にも、子供が多くいますが、読書が好きな子は、国語力がよく成績も良いです。小さい頃から、本に親しむことが大切だと思います。何にしても、読むのが基本なので、十日町の将来を担う子供たちに、いろんな面でサポート、推進お願いします。

中学校2年生保護者

- ・本を読む事はいい事ですし、推進活動などもいいと思います。ですが、今の子は部活に宿題等忙しくしてるので本当に読者が好きでなければわざわざ時間を割いてまで読まない子が多い気がします。
- ・赤ちゃんのときから読み聞かせをしていたら、今では自分で読んでいます。乳幼児期の親への指導、助言がとても大切だと感じています。
- ・読書活動は大切ですが、そもそも、子供に読めと言っても、大人がゲームやスマホ漬けの生活をしているのだから、説得力に欠ける言い分だと思います。活字離れは、子供ではなく、大人の多くの人に見られることです。子供はと言えば、その大人に影響されてか、最初から、生まれた時から活字など見はしません。マンガでなきゃダメ。絵がたくさんついていないと読む気がしない…。うちの子もそんな一人です。本を読めという前に、大人はまず、一人で、静かに、じっくり本を読むべきです。読む姿を子供たちにごく自然な風景の一部として記憶に残すべきだと思います。

—小学校5年生・中学校2年生—

【回答方法】

一つの質問につき回答選択肢の当てはまるもの一つに○をつけてください。ただし、「複数回答可」となっている質問は2つ以上の回答選択肢に○をつけて構いません。回答選択肢の「その他」を選んだ場合は、可能な範囲で後ろの（ ）に具体的な内容を書いてください。一部、本の冊数を聞く質問があります。その質問は数字を記入してください。

▽調査対象=市内小学校5年生 363名、市内中学校2年生 345名

※選択肢以外の回答がある場合は、集計から除いた。

■読書そのものについて

質問1 あなたはこの1カ月の間に、おおよそ何冊くらいの本を読みましたか？ 借りて読んだ本も入れてください（教科書・学習参考書・マンガ・雑誌をのぞく）。

1冊も読まなかった人は、0と書いてください。

	小5		中2	
	十日町市	全国*	十日町市	全国*
平均読書冊数	10.6冊	12.3冊	3.0冊	4.6冊
不読率	8.8%	5.8%	16.1%	10.2%

※不読率=1冊も読まなかった人の割合

質問2 あなたはこれまで本を読んで、次にあげるようなことがありましたか？（複数回答可）

回 答	小5		中2	
	十日町市	全国*	十日町市	全国*
勉強に役だった	23.7%	67.6%	22.3%	56.7%
今まで知らなかったことがわかった	63.9%	87.9%	51.3%	84.2%
本を読んで感動することができた	29.2%	63.0%	45.2%	73.9%
現実とは別の世界を楽しむことができた	48.2%	78.9%	53.3%	82.7%
家族や友だちとの話題が増えた	24.8%	50.6%	16.2%	45.7%
気晴らしや勉強の息抜きになった	32.0%	67.9%	34.2%	66.2%

質問3 あなたは自分で読む本をどうやって選びますか？（複数回答可）

※H27 データの回答方法は択一式（参考として掲載）

回 答	小5		中2	
	R2	H27	R2	H27
自分で本の中身を見て面白そうと思ったら選ぶ	84.8%	76.2%	77.1%	75.5%
家族にすすめられた本を選ぶ	15.4%	2.0%	11.9%	2.1%
学校の先生にすすめられた本を選ぶ	3.6%	0.4%	3.2%	0.5%
図書館や公民館の職員にすすめられた本を選ぶ	4.1%	0.9%	2.3%	0.0%
本屋ですすめていた本を選ぶ	11.6%	2.0%	19.7%	3.5%
テレビなどで話題になっていた本を選ぶ	23.1%	4.0%	23.8%	9.0%
友達にすすめられた本を選ぶ	33.3%	4.5%	21.4%	5.5%
その他（ ）	18.5%	9.9%	20.3%	3.9%

※その他

小5・ひょうしをみて面白そうと思ったら選ぶ ・ちょっとぶあつい本を選ぶ ・知識を得られそうな物を選ぶ。化学系など。…など

中2・表紙を見て選ぶ ・映画化やドラマ化された原作などを選ぶ ・裏に書いてある短いエピソード説明で選ぶ…など

■家での読書について

質問4 あなたは家族が読書している姿をよく見ますか？

回 答	小5		中2	
	R2	H27	R2	H27
よく見る	15.5%	17.7%	9.0%	10.1%
ときどき見る	30.2%	30.6%	19.7%	22.7%
あまり見ない	30.7%	25.9%	31.3%	30.1%
まったく見ない	23.5%	16.4%	40.0%	31.3%
わからない	—	9.4%	—	5.8%

質問5 あなたは家の人と読んだ本のお話をしますか？

※「全国」の数値は不明の回答を除くため合計が100%にならない。

回 答	小5		中2	
	十日町市	全国（小4～6）*	十日町市	全国（中学生）*
よく話をする	8.1%	15.8%	3.8%	9.8%
ときどき話をする	28.9%	36.4%	17.1%	31.1%
あまり話をしない	31.1%	25.8%	28.1%	28.8%
まったく話をしない	31.9%	21.6%	51.0%	30.0%

質問6 あなたは次のことをするのにどのくらい時間を使いますか？ 学校がある日の家での時間の使い方について、それぞれいちばんあてはまる番号1つに○をつけてください。

小学校5年生

※ 塗りつぶしは小4～6年の全国平均*（不明があるため合計が100%にならない）

	30分未満	30分以上	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上
家で勉強をする	9.3%	54.2%	32.5%	3.1%	0.8%	0.0%	0.0%
	11.0%	36.8%	36.3%	9.4%	5.4%		
本・雑誌・新聞・電子書籍を読む（マンガをのぞく）	54.2%	28.5%	10.7%	3.4%	2.8%	0.0%	0.3%
	43.6%	31.6%	14.3%	5.3%	3.8%		
テレビ・ビデオ・DVDを見る	7.4%	19.9%	36.9%	19.0%	8.5%	3.1%	5.1%
	13.9%	21.2%	28.8%	18.1%	16.5%		
スマホやタブレット、ゲーム機を使う	15.3%	18.3%	28.1%	22.2%	11.7%	1.7%	2.8%
	25.8%	20.9%	23.4%	13.0%	15.4%		
塾・習い事・スポーツ少年団など	27.5%	5.5%	31.8%	25.4%	7.8%	0.9%	1.2%
その他（ ）	22.2%	28.9%	24.4%	17.8%	0.0%	2.2%	4.4%

その他：遊ぶ、トレーニングなど

中学校2年生

※ 塗りつぶしは中学生の全国平均*（不明があるため合計が100%にならない）

	30分未満	30分以上	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上
家で勉強をする	16.8%	26.3%	49.0%	6.2%	1.8%	0.0%	0.0%
	13.3%	20.3%	36.0%	22.3%	6.9%		
本・雑誌・新聞・電子書籍を読む（マンガをのぞく）	69.2%	16.0%	10.9%	2.4%	1.2%	0.0%	0.3%
	53.7%	26.1%	12.0%	4.7%	2.0%		
テレビ・ビデオ・DVDを見る	18.5%	28.5%	29.4%	12.6%	6.2%	1.8%	2.9%
	18.4%	21.2%	27.9%	19.2%	11.7%		
スマホやタブレット、ゲーム機を使う	9.7%	10.3%	26.1%	29.0%	13.2%	4.1%	7.6%
	14.7%	15.4%	28.8%	19.3%	21.2%		
塾・習い事・スポーツ少年団など	46.6%	4.6%	17.1%	27.4%	2.4%	1.2%	0.6%
その他（ ）	66.7%	5.6%	13.9%	5.6%	2.8%	0.0%	5.6%

その他：自主練など

■図書館等の利用について

質問7 あなたは本を借りたり、読んだりするために情報館（図書館）や分室（公民館）をどのくらい利用しますか？

回 答	小5		中2	
	R 2	H27	R 2	H27
週に何回も利用する	2.8%	5.2%	0.0%	0.5%
週に1回くらい利用する	14.9%	13.0%	2.6%	2.7%
月に1～2回くらい利用する	26.5%	33.9%	17.7%	18.4%
あまり利用しない（年に1～2回くらい）	34.5%	31.4%	46.7%	49.2%
まったく利用しない	21.3%	16.6%	33.0%	29.3%

■学校図書館（図書室）の利用について

質問8 あなたは授業以外で本を読んだり、借りたりするために学校図書館（図書室）をどのくらい利用しますか？

回 答	小5		中2	
	R 2	H27	R 2	H27
週に何回も利用する	9.9%	21.6%	2.9%	5.3%
週に1度くらい利用する	25.4%	33.9%	8.7%	8.0%
月に1～2回くらい利用する	34.3%	25.0%	15.4%	17.7%
あまり利用しない（年に1～2回くらい）	20.2%	14.8%	39.4%	37.0%
まったく利用しない	10.2%	4.6%	33.6%	32.0%

質問9 あなたの学校の学校図書館（図書室）は利用しやすいですか？

回 答	小5		中2	
	R 2	H27	R 2	H27
とても利用しやすい	31.9%	44.0%	32.1%	21.5%
まあまあ利用しやすい	44.3%	44.2%	45.9%	55.7%
やや利用しにくい	20.8%	10.8%	17.1%	20.0%
とても利用しにくい	3.0%	0.9%	5.0%	2.7%

質問 10 質問9で「やや利用しにくい」「とても利用しにくい」と答えた人は、その理由は何ですか？（複数回答可）

回 答	小5		中2	
	R 2	H27	R 2	H27
古い本が多く、借りたい本がないから	54.7%	25.5%	56.0%	40.9%
本の量が少なく、借りたい本がないから	32.6%	19.6%	17.3%	5.4%
本が置かれている場所や本の並び方がわかりづらいから	47.7%	39.2%	18.7%	10.8%
部屋の雰囲気や暗いから	17.4%	9.8%	30.7%	10.8%
使いづらい場所に図書室があるから	16.3%	2.0%	33.3%	12.9%
借りる手続きをしている人がいないことが多いから	12.8%	2.0%	14.7%	8.6%
図書室が決まった時間しか開いていないから	8.1%	9.8%	18.7%	3.2%
本のこと詳しい先生やボランティアの方がいないから	5.8%	2.0%	8.0%	5.4%
本を借りたり、返したりする方法がわかりにくいから	10.5%	11.8%	33.3%	18.3%
その他（ ）	27.9%	15.7%	32.0%	11.8%

※その他

小5・借りたい本がない ・借りなくても読めるから…など

中2・一度に借りることができる本の数が1冊だけだから ・ためになる本が少ないから、ニュートンとか
・利用したことが無いからわからない…など

質問 11 本や読書のことについて意見や要望があったら、自由に書いてください。 ※一部抜粋

小学校5年生

■読書活動等に関すること

- ・朝の読書の時間を多くしてほしい。
- ・どうしたら本に興味をもてるか知りたい。字を読むのが苦手だから

■学校図書館の環境に関すること

- ・この本どこに返すの？ときか来た時、かなり同じシリーズをさがすことがある。
- ・ここには何けいの本があるよとかいてほしい。
- ・もうちょっと本のかずをへらしてほしい。
- ・だい本ばんをいれるときにせまいから、よゆうのようにしてほしい。
- ・先生をいつもとしょしつにいるようにしてほしい

■図書に関すること

- ・新しい本を増やしてほしい。
- ・文字が少ない本があってほしいです。
- ・てい学年の本ばかりで高学年の本がない。絵ばかり。(絵すくなく文章が多い本がいい)
- ・もっと本をふやしてほしい。人気な本などは、学校の中でかしてくれる人がすくないので、人気な本をふやしてほしい。読みたいのにない。じゅんばん決めしてもまわってこない。
- ・テレビでおすすめされている本をもっともっとおいてほしい。もっと本をおいてほしい。

- ・図かんをふやしてほしい
- ・おもしろいシャーロック・ホームズみたいな、たんていのしょう説や、社会にやくだつ本、せいじの本や、けいざいの本や、機械のしくみがわかる本がほしい
- ・勉強のためになる本をふやしてください。

中学校2年生

■図書に関すること

- ・おもしろい本をふやしてほしい（図書室）
- ・もっと頻繁に本を増やしてほしい。
- ・もっと色んな本を増やしてほしい。
- ・学校でのスポーツの本を増やしてほしい。
- ・もっと今はやっている本とか映画の小説版とか置いてもらおうと嬉しいです
- ・古い本だけでなく、今はやっている本も置いてほしい。
- ・誰でも読みやすい本が読みたい。
- ・科学雑誌のニュートンがほしい。宇宙戦艦ヤマトの本がほしい。

* 出典：全国S L A研究調査部「第65回学校読書調査報告」（『学校図書館』第829号）、2019年、16-53ページ

— 保育園・認定こども園等 —

【回答方法】

一つの質問につき回答選択肢の当てはまるもの一つに○をつけてください。ただし、「複数回答可」となっている質問は複数の回答選択肢に○をつけていただいて結構です。回答選択肢の「その他」を選んだ場合は、可能な範囲で後ろの括弧内に具体的な内容を書いてください。一部、本の冊数などをお聞きする質問があります。その質問は数字を記入してください。

施設数 = 22 園（市立 4 園、私立 18 園）

■ 読書活動の推進に関して

質問 1 子ども読書活動の推進に関して、力を入れていることはなんですか？（複数回答可）

回 答	回答率
絵本の読み聞かせ	95.5%
絵本の貸出し	72.7%
保護者への働きかけ（読み聞かせや読書の重要性など）	27.3%
その他（ ）	27.3%

※その他

- ・絵本の紹介
- ・月刊誌購読…3歳～5歳児
- ・子ども自身が自分で好きな絵本を選び自由に触れ合える時間を設けている。
- ・蔵書数の充実、貸出し準備中
- ・人気のある絵本の紹介
- ・クラス便りに、絵本についての内容掲載等

質問 2 質問 1 で選択した中から、具体的な取組状況を 1 つ教えてください。 ※一部抜粋

- ・お昼寝前、降園の前、必ず読み聞かせをしている。読み聞かせの重要性を便りで発信を考えている。
- ・3、4、5歳児は、約1カ月間持ち帰る月刊誌を自分の場所に置き、クラス全員で読んだりする時には、自分の本を出して来る。その持ち帰る本のおもしろさは、クラスだより等で保護者にも伝えておき、家でも楽しめるようすすめている。
- ・玄関に貸し出しコーナーを設置し、送迎時保護者と子どもと一緒に本を選べる様にしている。
- ・給食前やお帰りの前には、季節に合った絵本や、子どもたちが興味・関心を示している絵本・紙芝居を積極的に読み聞かせている。また、自由に絵本を手にとれるよう、各保育室に絵本を置いている。

質問3 質問2で記入した取組の成果をどの程度感じていますか？

回 答	回答率
とても感じている	27.3%
まあまあ感じている	68.2%
あまり感じていない	4.5%
まったく感じていない	0.0%

質問4 そのように感じた理由をお書きください。 ※一部抜粋

<p>「とても感じている」と回答した園のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい絵本の紹介に関心をもったり、「次は〇〇を借りよう!!」と次回の貸し出しの日を楽しみにする姿が見られるからです。 ・同じ絵本をクラスで楽しむことによって遊びが広がった。 保護者が、絵本のおもしろさを子どもを通して感じてくれる人が増えた。 情報館の「えほんの日」に対する、保護者の関心が高くなった。 <p>「まあまあ感じている」と回答した園のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子で楽しんで読んでいる家庭も多いが、中には持ち帰っても読まずに持って来る子もいる。 ・絵本に関心を示す子が増えてきた。お帰り時に保護者に「絵本借りたい」という声も以前に比べ増えてきたように感じる。ただ、保護者自身が「今度ね。」など言い実際に借りないこともある。

質問5 園として絵本の読み聞かせや読書の重要性を保護者にどのような方法で訴えていますか？（複数回答可）

回 答	回答率
おたより	86.4%
保護者向けの講習会などを開催	0.0%
読書活動を推進するためのイベント・行事などで訴える	9.1%
訴えていない	13.6%
その他（ ）	13.6%

※その他 ・園の行事の中で ・キッズリー（アプリ） ・本の貸出し

質問6 質問5で取組をしている園は、成果をどの程度感じていますか？

回 答	回答率
とても感じている	5.3%
まあまあ感じている	78.9%
あまり感じていない	15.8%
まったく感じていない	0.0%

質問7 そのように感じた理由をお書きください。※一部抜粋

<p>「とても感じている」と回答した園のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドキュメンテーションでも知らせたり、子どもたちも一ヶ月同じ絵本を毎日読み聞かせてもらい、おもしろさを家庭で話したりしている様子を保護者から教えてもらったりしているので、読みきかせを保護者自身が楽しみながら取り組んでいる。 <p>「まあまあ感じている」と回答した園のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し出しカードの保護者が記入する欄の内容等から読書や読み聞かせの重要性を感じてもらえてるのでは…と評価しています。 ・おたよりで、読み聞かせのよいところや、「職員のおすすめ絵本」を紹介したところ、興味を持って本を借りていく家庭が多かった。 ・関心を持ってくれる保護者と関心のない保護者もいて反応は様々である。 <p>「あまり感じていない」と回答した園のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し出し絵本をしているが、読まないまま返却されたり、保護者が子どもに「もう借りてこなくていいよ」など話をしていることがある為。(少数だとは思いますが…) ・おたよりにあげても反応がうすい…と感じている。

質問8 園から見て、園児の保護者の読書に対する意識・態度は、大まかにどのような傾向だと感じていますか？(複数回答可)

回 答	回答率	
	R 2	H27
園内での読み聞かせや読書活動に関わってくれる積極的な保護者もいる	18.2%	12.0%
家庭内はもちろん、子どもを連れて情報館(図書館)などを利用する保護者もかなりいる	45.5%	28.0%
家庭内で積極的に読み聞かせなどしている保護者が多い	54.5%	56.0%
子どもの読書には関心のない保護者が多い	27.3%	4.0%
わからない	9.1%	8.0%

■情報館（図書館）や分室との連携に関して

質問 9 園の活動で情報館（図書館）や分室を訪れる機会を設けていますか？

回 答	回答率	
	R 2	H27
設けている	31.8%	24.0%
設けていない	68.2%	76.0%

質問 10 質問 9 で「設けていない」と答えた園は、その理由はどんなことですか？

回 答	回答率	
	R 2	H27
時間が取れないため	20.0%	—
交通手段がないため	46.7%	—
訪れる必要性を感じないため	0.0%	—
その他（ ）	33.3%	—

※その他

- ・0・1才児のみの為
- ・他の利用者に迷惑をかけてしまう
- ・静かに絵本を読む、選ぶということが難しいと思うため。…など

■園の読書環境に関して

質問 11 園での絵本の読み聞かせや読書活動に、保護者や市民のボランティアが関わっていますか？

回 答	回答率	
	R 2	H27
関わっている	22.7%	20.0%
関わっていない	77.3%	80.0%

質問 12 質問 11 で「関わっている」と答えた園は、どのようなことで関わっていますか？

回 答	回答率	
	R 2	H27
絵本の読み聞かせ	80.0%	—
読書環境の整備	0.0%	—
その他（ ）	20.0%	—

※その他

- ・絵本・素話・パネルシアター

質問 13 園で絵本や子ども向けの本（紙芝居を含む）を何冊持っていますか？（正確にわからない場合、概数で結構です）

	R 2	H27
平均蔵書数	1,248 冊	917 冊

質問 14 年間の図書購入費はいくらですか？（正確にわからない場合、概算で結構です）

	R 2	H27
平均図書購入費	57,391 円	—

質問 15 園で持っている絵本や子ども向けの本の鮮度をどう感じていますか？

回 答	回答率	
	R 2	H27
新しい図書が多い	4.5%	16.0%
どちらかという新しい図書が多い	31.8%	40.0%
どちらかという古い図書が多い	63.6%	40.0%
古い図書が多い	0.0%	4.0%

質問 16 質問 15 で「どちらかという古い図書が多い」「古い図書が多い」と答えた園は、その最も大きな原因はどこにあると感じていますか？

回 答	回答率	
	R 2	H27
忙しくて本を選んだり、購入したりする余裕がないから	7.1%	18.2%
どんな本を購入したらよいかわからないから	14.3%	0.0%
本を購入する予算が少ない（ない）から	28.6%	45.5%
本の重要性をあまり感じないから	0.0%	0.0%
その他（ ）	50.0%	36.4%

※その他

- ・昔話など、新書であまり出ないお話が古い図書（紙芝居）にあるため捨てられず大切に残してある。
- ・古い図書でも、子どもたちが愛着を持ち、繰り返し見たり、読んでもらったりする為、古い図書でも処分を考えてしまう。
- ・良いと思った絵本は購入していますが、以前から絵本はたくさんあるので、いたんだ本を再度購入することが多いです。…など

■他の取組団体に関して

質問 17 市（子育て支援課・情報館）、学校、市民団体の取組について、ご意見・ご要望がありましたらお書きください。 ※一部抜粋

- ・園バスがない為、好きな時に自由に情報館や分室を訪れる機会を設けることができません。市のバスがもう少し手軽に利用できるといいなと思います。
- ・昨年、今年と「えほんの日」を情報館から設定していただきました。保育園の絵本も貸出しはしておりますが、情報館が、たくさんの絵本を持ち込んでくれ、その中から自分の好きな絵本を選べる、「えほんの日」は子どもたちも楽しみにしています。本好きな保護者は、情報館を積極的に利用しているようですが、そうでない保護者がほとんどなのがこの地域の実態です。大変でしょうが、是非「えほんの日」を継続していただきたいと思います。
- ・年長、年中児と情報館へ行き、絵本を借りてくることがあります。園内だけでなく、多くの絵本との出会いの場にもなっています。就学すると本を読むことを苦手ととらえる子どももいるようですが、初めの一歩として絵本はとても貴重であると考えています。
これからも情報館等活用させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

—市立学校（小学校・中学校・特別支援学校）—

【回答方法】

一つの質問につき回答選択肢の当てはまるもの一つに○をつけてください。ただし、「複数回答可」となっている質問は複数の回答選択肢に○をつけていただいて結構です。回答選択肢の「その他」を選んだ場合は、可能な範囲で後ろの括弧内に具体的な内容を書いてください。一部、本の冊数などをお聞きする質問があります。その質問は数字を記入してください。

施設数＝29校（小学校 18校、中学校 10校、特別支援学校 1校）

※回答にあたっては、学校図書館担当の先生から回答していただくようお願いした。

※特別支援学校は、中学部の先生から回答いただいた設問のみ中学校に含めて集計した。

※前回の平成27年調査は、小学校・中学校・特別支援学校をまとめて集計していたが、今回は「小学校」・「中学校と特別支援学校」に分けて集計した。

※選択肢以外の回答がある場合は、集計から除いた。

■読書活動の推進に関して

質問1 学校として子ども読書活動の推進に関して、力を入れていることはなんですか？（複数回答可）

回 答	回答率	
	小学校	中学校
学校図書館の環境整備	66.7%	81.8%
図書費の確保	27.8%	18.2%
学校図書館以外に学級文庫などの設置（情報館の貸出文庫を利用したものも含む）	66.7%	54.5%
読書週間・月間などの設定	66.7%	27.3%
朝読書など一斉に読書に取り組む時間を設定	77.8%	54.5%
読み聞かせ・ブックトーク・出前授業などを取り入れること	77.8%	18.2%
「家読（うちどく）」の推進	77.8%	27.3%
その他（ ）	5.6%	9.1%

※その他

小学校・週1回の一斉貸し出し

中学校・委員会活動

質問2 質問1で選択した中から、具体的な取組状況を1つ教えてください。 ※一部抜粋

小学校

- ・地域・保護者ボランティアによる読み聞かせを朝読書の時間に行っている。例年、年間14回実施している。
- ・年2回の校内読書旬間を設定する。その中で、全校朝読書、学年部の職員による本の読み聞かせ、「図書室に行こう」キャンペーンを実施した。
- ・毎月、家読がある週の金曜日に、家読の校内放送をする。その際、先月の家読の感想を数名紹介する。
- ・家読カードを作成し（年間）読む意識の習慣化を図っている。記録を残すことで、意識の向上もねらっている。
- ・読書週間を春と秋に計画し、本に親しむきっかけとしている。図書委員会が中心となり、本のコーナーの設置、本のおみくじ、ビンゴなどの企画を立て、実施している。
- ・今年度は、図書室の整備に力を入れました。使いやすく図書室の配置を大改造しました。
- ・図書費がしっかり予算付されています。年数回新しい本を学級担任が選び、購入して2ヵ月は学級文庫に入れて、学年に応じた読書の推進をしています。

中学校

- ・図書委員による、各クラスへの出張文庫
- ・図書室の本を文化広報委員（いわゆる図書委員）が10冊選び、各クラスへ貸し出す移動図書を行っています。
- ・委員会の生徒による新刊の紹介ポスター、ビブリオバトルを行っている。
- ・2カ月に一度の新刊購入と新刊図書掲示の作成。図書委員によるおすすめ本紹介。
- ・新刊図書コーナーの設置と図書委員による『おすすめの本』（内容紹介）に力を入れている。
- ・生徒にとって魅力的な蔵書にするため、読みたい本アンケートを実施し、その結果を図書購入の際に参考にする。
- ・朝読書の記録をつけている
- ・書庫の整理、分類番号ごとに書架の整理を行っている。（夏休みを利用）

質問3 質問2で記入した取組の成果をどの程度感じていますか？

回 答	回答率	
	小学校	中学校
とても感じている	44.4%	0.0%
まあまあ感じている	55.6%	100.0%
あまり感じていない	0.0%	0.0%
まったく感じていない	0.0%	0.0%

質問4 そのように感じた理由をお書きください。 ※一部抜粋

小学校

「とても感じている」と回答した学校のコメント

- ・どの学年も真剣に聞いています。ボランティアの方が、いろいろな種類の本を読んでもくださるので、児童の読書の幅が広がっています。
- ・特にパネルシアターは、毎年楽しみにしている児童が多く、お話の内容もよく覚えている。また、職員による読み聞かせも、担任ではない職員が読み聞かせを行うこともあり、興味をもって話を聞く姿がみられた。
- ・購入後まず、集会や放送で本の紹介を行ってから、本を入れています。子ども達が喜んで本を取りに来たり、休み時間に読書を楽しんだりする姿が見られます。
- ・どの教室も静かに集中して読書をする姿が見られる。1年生でも10～15分一人で本に向かえるようになった。

「まあまあ感じている」と回答した学校のコメント

- ・図書室の配置を大改造し、子どもたちの反応も上々です。
- ・学校全体で朝読書に取り組むことによって、意識が高まったと感じる。いろいろな職員のおすすめの本を知ることが、児童にとってよい刺激になっただけでなく、選書のジャンルを広げた。
- ・図書委員の呼びかけには、全校が参加してくれている。朝読書の時間は積極的に図書室を利用している様子が見られる。
- ・借りた本を授業の合間に読んだり、持ち帰って読んだりし、読書量を確保できている。
- ・うち読に取り組むために図書室利用が増えている。

中学校

「まあまあ感じている」と回答した学校のコメント

- ・ふだん読まないジャンルの本を読むきっかけになっていたりするから。
 - ・普段本を好まない、読まない子も本に興味を持っている姿が見られるから。
 - ・読后感想も含めた本の紹介を行うことで、より生徒は興味関心を示し、本を手にとっているから。
 - ・昼休みに本が好きな児童は、本棚から好きな本を取り出してみているようだ。また、授業の中でも好きな本をみている様子が見られる。
 - ・月1～2冊程度の読書量を保障している。
 - ・新刊コーナーで足を止める生徒が増えた。夏休みの貸出冊数が増加した
 - ・生徒の口から昨年のビブリオバトルに関する話が出るので、生徒の印象に残っている。おそらく何らかの効果はあったと考えられる。
- 新刊のポスターにのった本の貸し出しがはやい。

質問5 学校として保護者に読書の重要性をどのような方法で訴えていますか？（複数回答可）

回 答	回答率	
	小学校	中学校
おたより	72.2%	27.3%
保護者向けの講習会などを開催	5.6%	0.0%
読書活動を推進するためのイベント・行事などで訴える	22.2%	0.0%
訴えていない	16.7%	63.6%
その他（ ）	11.1%	9.1%

※その他

小学校 ・懇談会、長期休業時の課題 ・今後、読書週間でおたよりを配布する

中学校 ・うち読のお知らせ

質問6 質問5で取組をしている学校は、成果をどの程度感じていますか？

回 答	回答率	
	小学校	中学校
とても感じている	0.0%	0.0%
まあまあ感じている	21.4%	0.0%
あまり感じていない	78.6%	75.0%
まったく感じていない	0.0%	25.0%

質問7 そのように感じた理由をお書きください。 ※一部抜粋

小学校

「まあまあ感じている」と回答した学校のコメント

- ・文化祭で毎年読み聞かせボランティアの方々によるイベントを行うブースを設置している。大勢の子どもたちがイベント（ブースでの活動）に参加し、楽しんでいる。
- ・家読の課題に協力的である。

「あまり感じていない」と回答した学校のコメント

- ・学校の取組を伝えてはいるが、学校側から重要性までは強調できていないため。
- ・おたより等で家読の推奨をしているが、あまりよい成果があるように感じられない。
- ・おたよりを出している回数が少ないから。
- ・家読の日でも、児童だけで読んでいたり、保護者があまり関心を寄せていなかったりするので。（保護者自身が本を読まない）
- ・どのように受け止められているのか、又、家庭での読書の姿があまり見えてこないため。
- ・学校評価で家での読書についての項目が低いから。

- ・学級だよりで「家読の日」を毎月知らせ、本を借りて帰らせています。家庭での取組のため、成果がよく見えないから。
- ・おたよりを読んで、どのように感じているのか分からないので。
- ・家庭によって、取り組み方に差があるため。
- ・今年度から家読を推進するため、学級だよりでもよびかけているが、具体的にどのくらい取り組んでいるかを把握できていないため。

中学校

「あまり感じていない」と回答した学校のコメント

- ・うちどくの日などもおたよりで連絡しているが、中学生の年代で家族みんなで読書…などという取組はしづらいと思うので。
- ・家読等の状況（アンケート結果）から

「まったく感じていない」と回答した学校のコメント

- ・成果を感じる機会がないから。

質問8 自校の児童・生徒は読書が好きですか？

回 答	回答率	
	小学校	中学校
好き	5.9%	0.0%
どちらかというが好き	94.1%	72.7%
どちらかという嫌い	0.0%	27.3%
嫌い	0.0%	0.0%

質問9 質問8について、判断のもととなるものがありましたらお書きください。 ※一部抜粋

小学校

「好き」と回答した学校のコメント

- ・朝読書で集中して本を読んだり読み聞かせを楽しんでいる。

「どちらかというが好き」と回答した学校のコメント

- ・1学期末の児童アンケートの結果が「読書は好きか。」という項目に対し、85%以上が肯定的評価だったため。
- ・机のわきに本袋を用意し、課題が早く終わったときなどに進んで読書をする姿がみられる。朝読書も集中して本を読んでいる子が多い。
- ・読書を推進した際の反応が良く、朝読書等でも熱心に読んでいる。しかし、家読への取組はそれ程良くない。
- ・とても好きな子がいるが、苦手としていてあまり取り組まない子もいる。
- ・すき間時間に進んで本を読む子が多いこと、読書タイムに静かに集中して読んでいる姿から。ただ、借りて家でも読もうとする子は少ない。

中学校

「どちらかという好き」と回答した学校のコメント

- ・朝読書で、自宅からもってきた本をよく読んでいる。
- ・学級文庫の貸し出しが多く、ちょっとしたすきま時間に読んでいる生徒がいる。
国語の授業で音読、黙読を嫌がらない（全体的に）
- ・朝読書の時間には、静かに自ら読書に取り組むことができるため。
- ・昼休み等、短時間でも読書している姿を見るから。

「どちらかという嫌い」と回答した学校のコメント

- ・図書室の利用者数、アンケートの回答、朝読書の様子。
- ・国語の授業での活動（ビブリオバトルや読書感想文）で、生徒から話を聞くと、「嫌い」「全く本を読まない」という声が多い。

■情報館（図書館）や分室との連携に関して

質問 10 児童・生徒や保護者に情報館（図書館）や分室の利用をどのような方法で促していますか？（複数回答可）

回 答	回答率	
	小学校	中学校
授業の中	27.8%	27.3%
おたより	55.6%	9.1%
その他（ ）	27.8%	18.2%
促していない	22.2%	45.5%

※その他 小学校・校外学習で見学に行く・長期休業前指導・ブックトークの実施・朝学活等…など
中学校・委員会活動

質問 11 学校の教育課程の中で情報館（図書館）や分室を訪れる機会を設けていますか？

回 答	回答率		
	小学校	中学校	H27
設けている	50.0%	36.4%	30.0%
設けていない	50.0%	63.6%	70.0%

質問 12 質問 11 で「設けていない」と答えた学校は、その理由はどんなことですか？

回 答	回答率	
	小学校	中学校
時間が取れないため	88.9%	85.7%
交通手段がないため	0.0%	0.0%
訪れる必要性を感じないため	11.1%	0.0%
その他（ ）	0.0%	14.3%

※その他 中学校・必要な連携は図られているから…など

質問 13 学校として情報館（図書館）にはどのようなことを期待しますか？（複数回答可）

回 答	回答率		
	小学校	中学校	H27
学校図書館には置いていないような図書を置いてほしい	72.2%	36.4%	36.7%
ブックトークなどで学校に頻繁に出張してほしい	38.9%	9.1%	50.0%
団体貸出や貸出文庫などで学校に図書を提供してほしい	44.4%	45.5%	33.3%
学校図書館の選書や廃棄についてアドバイスをしてほしい	50.0%	72.7%	33.3%
書架の配置や図書の配架についてアドバイスをほしい	38.9%	45.5%	23.3%
その他（ ）	11.1%	18.2%	0.0%

※その他

小学校・学習に必要な図書をかりたいとき、他校に既に貸出していることが多いので、教科書にある図書は、複数置いてあるとありがたいなと思います。

・学校でも情報館のデータを見られる

中学校・図書台帳のデータ化のサポート

・学校図書館の整備を支援してほしい

■学校図書館について

質問 14 学校図書館の活動や校内での読書活動に、保護者や市民のボランティアが関わっていますか？

回 答	回答率		
	小学校	中学校	H27
関わっている	88.9%	36.4%	50.0%
関わっていない	11.1%	63.6%	50.0%

質問 15 質問 14 で「関わっている」と答えた学校は、どのようなことで関わっていますか？（複数回答可）

回 答	回答率	
	小学校	中学校
読み聞かせ	100.0%	100.0%
学校図書館の整備	25.0%	0.0%
その他（ ）	0.0%	0.0%

質問 16 ※この質問は、小学校のみ回答してください

校内での読書活動の推進に読み聞かせボランティアが関わっていることで、子どもたちに変化はありましたか？ ※一部抜粋

- ・とても楽しみに待ち、じっくり読み聞かせを聞いている。
- ・普段、自分では選ばない本を読んでいただき、新鮮で、子ども達は楽しみにしています。
- ・読み聞かせを楽しみに聞いており、本に親しみを持つきっかけとなった。
- ・ボランティアの方々の読み聞かせをきっかけとして、色々なジャンルの本に興味をもち読書量が増えた。
- ・夢中になって話に耳と目を傾けるようになった。
- ・月1回の読み聞かせを楽しみにしている。読み聞かせをしてくださった本に興味を持った。
- ・多くの本、自分では手にとらないような本に出会うことで、読書への関心を高めている。
- ・読み聞かせボランティアの方が読んだ本のシリーズ本や同じ作者の本をよむようになってきている。

質問 17 学校図書館の蔵書冊数は何冊ですか？（正確にわからない場合、概数で結構です）

平均蔵書数	小学校	中学校	H27※1
十日町市	10,213 冊	6,171 冊	8,199 冊
全 国*	10,335 冊	11,579 冊	—

一人あたりの平均蔵書冊数	小学校	中学校	H27※1
十日町市	85.4 冊	59.8 冊	61.5 冊
全 国*	28.2 冊	34.2 冊	—

※1 平成27年調査は小学校・中学校・特別支援学校をまとめて集計

質問 18 年間の図書購入費はいくらですか？（正確にわからない場合、概算で結構です）

平均図書購入費	小学校	中学校	H27※1
十日町市	225,844 円	289,727 円	400,868 円
全 国*	526,000 円	627,000 円	—

一人あたりの図書購入費	小学校	中学校	H27※1
十日町市	1,761 円	2,564 円	3,117 円
全 国*	1,360 円	1,736 円	—

※1 平成27年調査は小学校・中学校・特別支援学校をまとめて集計

質問 19 学校図書館の開放状況を教えてください。

回 答	回答率	
	小学校	中学校
常時開放している	77.8%	18.2%
毎日放課後のみ開放している	0.0%	0.0%
毎日昼休みのみ開放している	16.7%	63.6%
開放していない	0.0%	9.1%
その他 ()	5.6%	9.1%

※その他 小学校・基本的には週2回だが、担任の指導のもとであれば、いつでも開放可能…など

質問 20 児童・生徒は、授業以外にもよく学校図書館を利用していますか？

回 答	回答率	
	小学校	中学校
週に1回程度	55.6%	11.1%
2週間に1回程度	44.4%	11.1%
月に1回程度	0.0%	44.4%
年に数回程度	0.0%	22.2%
利用していない	0.0%	11.1%

質問 21 授業の中で学校図書館を利用していますか？

回 答	回答率	
	小学校	中学校
2週間に1回程度	27.8%	0.0%
月に1回程度	50.0%	50.0%
年に数回程度	22.2%	50.0%
利用していない	0.0%	0.0%

質問 22 学校図書館の蔵書の鮮度をどう感じていますか？

回 答	回答率		
	小学校	中学校	H27
新しい図書が多い	5.6%	0.0%	10.3%
どちらかという新しい図書が多い	11.1%	30.0%	34.5%
どちらかという古い図書が多い	77.8%	60.0%	37.9%
古い図書が多い	5.6%	10.0%	17.2%

質問 23 学校図書館の現状を改善する必要を感じていますか？ また、改善に取り組んでいますか？

回 答	回答率		
	小学校	中学校	H27
1. 現在改善に取り組んでいる	44.4%	30.0%	46.7%
2. 改善に取り組む予定である	11.1%	30.0%	16.7%
3. 改善したいが、予定が立っていない	38.9%	40.0%	33.3%
4. 改善する必要を感じていない	5.6%	0.0%	3.3%

質問 24 質問 23 で1～3を選んだ学校は、どんなところに改善の必要性を感じていますか？
(複数回答可)

回 答	回答率		
	小学校	中学校	H27
古い図書が多い	70.6%	80.0%	58.6%
図書の量が少ない	17.6%	30.0%	17.2%
書架の配置が使いづらい	35.3%	70.0%	41.4%
雰囲気が暗い	17.6%	20.0%	17.2%
場所が悪い(遠い)	17.6%	20.0%	17.2%
ボランティアがいない	29.4%	20.0%	48.3%
学校図書館に詳しい職員がいない	11.8%	10.0%	10.3%
貸出・返却の手続きがわかりづらい	17.6%	0.0%	0.0%
その他()	11.8%	40.0%	10.3%

※その他 小学校・ジャンルの偏りが大きい ・分類別の図書の配置

中学校・図書室在中の職員がいない ・新しく書架が配置できない。(場所・スペースの問題)

・学習できるスペースを確保したい。学習センターのような形を目指したい。…など

質問 25 質問 23 で、3または4を選んだ学校は、その理由は何ですか？ (複数回答可)

回 答	回答率		
	小学校	中学校	H27
取り組んでいる余裕がないから	62.5%	100.0%	45.5%
学校図書館に詳しい職員がいないから	37.5%	0.0%	9.1%
改善に取り組むための予算が確保されていないから	12.5%	25.0%	27.3%
児童・生徒からあまり不満が聞かれないから	25.0%	0.0%	36.4%
学校図書館の重要性をあまり感じないから	0.0%	0.0%	0.0%
その他()	25.0%	25.0%	0.0%

※その他 小学校・視聴覚室と兼ねているので、壁に沿って書架を置かなければならず、不便である。

中学校・人手不足

■他の取組団体に関して

質問 26 市（教育委員会・情報館）、保育園・認定こども園、市民団体の取組などについて、ご意見・要望がありましたらお書きください。 ※一部抜粋

小学校

- ・本校は、分散型の図書の設置となっているため、管理が徹底しにくく、環境整備に課題を感じている。職員だけでは難しいため、専門の知識のある方からアドバイスをいただくと助かる。
- ・中学校区単位で、図書館司書の先生を1人配置していただきたいです。（曜日ごとに、各校に行ってもらえるような形で）

中学校

- ・司書さんや事務的なことをやってくれる方を各校に配置してくださるとありがたいです。職員だけでは手がまわらない…が実情です。
- ・新刊図書の受入業務にとっても手間（時間）がかかります。分室にお手伝い（NDC分類等）いただいたこともあり、その時は大変助かりました。学校図書館業務を手伝っていただけるようなシステムがあるとありがたいです。情報館職員等による各学校図書館巡回のようなものがあると、助言をいただけたら、実態が把握できるのではないのでしょうか。

*出典：全国S L A研究調査部「2019年度学校図書館調査報告」（『学校図書館』第830号）、2019年、16-45ページ

「第二次十日町市子ども読書活動推進計画（案）」に対する パブリックコメントの実施結果

1 パブリックコメントの概要

- 募集期間 令和3年1月15日（金）から1月29日（金）まで
- 公表方法 市報とおかまち（1月10日号）、市ホームページに掲載
情報館、企画政策課、各支所地域振興課、各公民館に設置
- 提出方法 窓口、郵送、FAX、電子メール

2 パブリックコメントの実施結果

- 意見提出者数及び意見数 1名 1件（提出方法：郵送）

3 意見の内容と市の考え方

ご意見の内容	市の考え方
<p>施策の具体的な取組のうち、家庭の取組が「、、、求められます。」とありますが、これは取組とは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>就学前の子どもが全て保育園等に通っているわけではないと思います。また、病気等で在宅、あるいは長期入院されている子どもさんもいるのではないのでしょうか。</p> <p>保育園や学校に通っている子どもさんは、一定の支援が受けられますが、そうでない方についての配慮を検討願います。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策を考える中で、読み聞かせの会などは、今までどおりで良いのでしょうか。</p> <p>WITH コロナの視点での取組にも触れていただければ幸いです。</p>	<p>ご指摘にあるとおり、家庭によって子どもを取り巻く環境などは、それぞれ異なります。本計画で家庭における取組としてあげたものは、その項目を参考に各家庭に見合った取組を期待するところであるため、「、、、求められます。」という表現に留めました。</p> <p>現在市では、すべてのお子さんの保護者を対象に乳幼児健診といったタイミングで、親子が本に親しめるような支援を行っております。</p> <p>さらに、第二次計画からは、これから出産を迎える方に対しても働きかけを行い、出産後スムーズに親子が絵本にふれる環境をつくれるよう、関係する人や組織が連携・協力して取組を進めてまいります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策下における対面でのおはなし会などは、「新しい生活様式」を実践し、さらに、動画配信などの工夫も加えるなど、コロナ禍でもできる取組を行っているところであります。それぞれの取組項目の中で、具体的な文言はなくとも、情勢に応じた対応を引き続き行ってまいります。</p>

4 結果の公表

- 公表日 令和3年2月15日
- 公表方法 市ホームページに掲載
情報館、企画政策課、各支所地域振興課、各公民館に設置

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 （昭和三三年五月六日法律第一三六号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十一年六月三〇日法律第九八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一一日法律第七六号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定の経過

年月日		活動内容
令和2年	7月27日	定例教育委員会において「第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定」と「第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱・任命」を議決
	8月1日	8月1日付で「第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員」を委嘱・任命
	8月19日	第1回策定委員会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出 ・第一次計画の進捗状況と今後の策定スケジュールについて ・新潟県子ども読書活動推進計画の内容について ・計画策定に向けて必要なデータや調査等について ・計画策定に関わるアンケート調査の対象・範囲について ・計画策定に関わるアンケート調査の内容について ・アンケートの実施方法とスケジュールについて
	9～10月	「第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定に関わるアンケート」を以下の対象者に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の保育園・認定こども園の保護者全員 ・市内の小学校2年生の保護者全員 ・市内の中学校2年生の保護者全員 ・市内の小学校5年生全員 ・市内の中学校2年生全員 ・市内の保育園・認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校（園や校で1通回答） アンケート回収後、集計・分析
	11月4日	第2回策定委員会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計結果について ・計画策定に向けて考えられる施策・事業・取組について
	12月23日	第3回策定委員会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について協議
	令和3年	1月15日 ～29日
2月17日		第4回策定委員会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について最終協議
3月		教育委員会に報告

第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、第二次十日町市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の研究及び協議を行い、計画を策定するものとする。

- (1) 十日町市の子ども読書活動推進に関する基本的な方向に関すること。
- (2) 学校が実施すべき読書活動に関すること。
- (3) 社会教育施設が実施すべき読書活動に関すること。
- (4) 保育園及び認定こども園が実施すべき読書活動に関すること。
- (5) 市民が実施すべき読書活動に関すること。
- (6) 十日町市及び十日町市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施すべき子どもの読書活動に関する施策に関すること。
- (7) その他子どもの読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱・任命する。

- (1) 学校教育において子どもの読書活動に関わる者
- (2) 社会教育において子どもの読書活動に関わる者
- (3) 保育園又は認定こども園において子どもの読書活動に関わる者
- (4) 地域住民として子どもの健全育成や読書活動に関わる者
- (5) 十日町市及び教育委員会において子どもの読書活動に関する施策に関わる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱・任命の日から令和3年3月31日までとする。

2 委員が前条第2項の規定に該当しなくなった場合は、委員の職を辞したものとみなし、補欠委員を委嘱・任命する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員の同意を得て定める。
- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会情報館において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

第二次十日町市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

区分	氏名	所属職名等（備考）
第1号 (学校教育)	小塚 亜紀	十日町市立中条小学校教諭
	丸山 義則	十日町市立下条中学校教諭
第2号 (社会教育)	中嶋 裕美	十日町情報館図書館サービス係長（司書）
	千保木美代子	読み聞かせの会「おはなしたまてばこ」代表
第3号 (幼保)	小島 美和子	十日町市立高山保育園主査保育士
	庭野 里美	社会福祉法人まどか会中条こども園保育教諭
	中嶋 昌子	学校法人聖母学園十日町カトリック天使幼稚園教諭
第4号 (地域住民)	高津 富士男	十日町市青少年育成市民会議副会長（育成部会担当）
	柳 典孝	十日町市PTA連合会会長
	林 篤子	十日町市立西小学校「まどの会」代表
第5号 (行政)	高橋 しげ子	子ども読書活動推進コーディネーター
	岡田 竜太郎	十日町市市民福祉部子育て支援課保育園係長 (ブックスタート事業担当)
	渡邊 進	十日町市教育委員会学校教育課指導主事 (教育センター副参事)
	曾根 惇史	十日町市教育委員会生涯学習課生涯学習係主任 (社会教育主事)

事務局：十日町市教育委員会 情報館

館長 長谷川 智

主任 金澤 智子

